

# 請 願 書

【件名】 町議会常任委員会傍聴を許可することを求める請願

【要旨】 常任委員会傍聴を求める住民の意思を尊重し、速やかに傍聴を許可することを求める。

【理由】 住民の暮らしに直結する地方自治への関心が、近年益々高くなっている中、地方議会にも住民に開かれた議会の実現が求められている。8月30日の衆議院選挙において政権が交代し、情報公開が大きく前進している。津幡町議会委員会条例は昭和62年4月に制定されているが、未だ許可されたことはない。津幡町内灘町に隣接する全ての自治体（金沢市、かほく市、内灘町、小矢部市）では、既に委員会条例に沿って傍聴は許可されている。同じ条例文を持つ津幡町においても、速やかに傍聴を許可することを求めるものである。

以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。

2009年11月17日

津幡町議会議長 谷口 正一 様

請願者 酒井 治夫

紹介議員 津幡町議会議員 前田幸子

中村一子

塩谷道子

# 請 願 書

【件名】 町民の矜持が許さないボートピア設置計画の中止を求める請願

【要旨】 津幡町がギャンブル場で町の活性化を図ることは町民の誇りを傷つけるので、民意に沿ってボートピア設置計画を中止してほしい。

【理由】 津幡町議会は地元とされる舟橋区から出たボートピア誘致を求める請願を2006年の6月議会で採択し、10月には町長が議会の決定を民意と解し設置への同意を表明している。

議会採択の背景には、議員たちがすでに、いくつかの他地域のボートピアを視察し、交通上も治安上も問題なく、町の新たな産業となり、また財源ともなると期待していたことが挙げられている。しかし、同年の秋から起こった反対運動はわずか4ヶ月で町内の参政権有権者の半数を超えるボートピア設置に反対する署名を集め、民意はボートピア設置を認めていないことが明らかになった。

ボートピアに町の活性化を期待する議員たちに欠けていたのは、町民の多くがボートピアに反対する真の理由への理解である。町民は、金沢市に隣接し人口が増え交通の要衝として発展しつつある未来への希望あふれた津幡町が、また、田園や山河に囲まれた美しい風土にある津幡町が、ギャンブルで町興しを計画することに大きく誇りを傷つけられたのだ。わずか財政規模の0.2パーセントの環境整備費欲しさに、近隣他市町にとっては迷惑の種でしかないギャンブル施設を受け入れ町の品位を損なうことは町民の矜持が許さなかったのだ。治安、交通、教育の上で何の問題もないといくら胸を張られても、それらは二義的な問題である。

自分たちが信念をもって受け入れたギャンブル場であるならば、民意を覆す努力もなされてしかるべきであった。ところが、町民から出たボートピアの説明会や学習会の要求をことごとく議会は退けてきた。あたかも規定路線以外の思考は許されていないかのようである。

掛け違えたボタンを直し、身だしなみを整え、誇りある津幡町に戻るのには早いに越したことはない。ボートピア設置計画を中止する議決を求めてこの請願を提出する。

以上、地方自治法第124条の規定によって請願する。

2009年11月17日

津幡町議会議長 谷口 正一 様

請願団体 津幡町民の誇りを守る会

代表 中村政利

津幡町字能瀬口150番地

紹介議員 津幡町議会議員 前田幸子  
中村一子  
塩谷道子

# 請 願 書

【件名】 石川と富山を結ぶ主要幹線道路そばに誘致する(仮称)ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願

【要旨】 地域交流の要となる主要道をギャンブル場から守り、心がやすらぐまちを実現するために場外舟券売り場はいらない。

【理由】 先月、富山県小矢部市に「道の駅メルヘンおやべ」がオープンし、石川県からも多くの家族連れが訪れている。足湯や特産物販売の他にドッグランもあり、動物と触れ合う親子連れの憩いの場を提供している。ホームページも充実しており、今後の活動が期待される。少子化ばかりではなく、この先人口減少に向かう我が国を考えれば、今まさに地域の復活、人づくり、まちづくりの輪を広げる行動をおこさなければいけない。地域を結ぶ主要道は、そうした活動を支える環境としても位置づけられ、津幡町のみならず近隣市町村との連携が、相互のまちづくりの成功をもたらす。津幡町の高等教育機関である石川工業高等専門学校においても、地域ボランティアとして様々な地域貢献に参画することで地域連携を実践している。富山県では富山工業高等専門学校と富山商船高等専門学校が正式に合併し富山高等専門学校となり、新しくスーパー高専として生まれ変わった。富山県との学術交流、地域交流、文化交流の要となる主要道そばにギャンブル場(場外舟券売り場)があってはならない。緑あふれる森林公園を大切にし、「人にやさしい町」「活気あふれる町」「心が潤う町」「安全で安心な町」が公営ギャンブルと連携する必要は全くない。(仮称)ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める。

以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。

2009年11月17日

津幡町議会議長 谷口 正一 様

請願団体 石川工業高等専門学校有志による  
津幡町のイメージアップを推進する会

代表 山田 健二 印

紹介議員 前田 幸子

中村 一子

# 請 願 書

【件名】 (仮称) ボートピア津幡建設計画の中止を求める請願

【要旨】 砺波市のボートピア建設計画中止に習い、(仮称) ボートピア津幡建設計画の中止を求める。

【理由】 津幡町舟橋地区に建設予定の(仮称) ボートピア津幡は、平成18年10月の村隆一町長の誘致容認から3年以上過ぎました。不況が深刻化している中、政権もかわり、国も大きく様変わりしています。国土交通省への認可申請もされず、着工もされていない現在、津幡町の将来を考え、見直しをする機会と思われまます。砺波市では議会、市長、市民の反対でボートピア建設計画が中止となりました。

砺波市議会の決議文には反対する理由が明確に述べられています。

## ボートピア建設に反対する決議

現在、砺波市内で計画が再浮上しているボートピア計画について、市内の各種団体を通じ、建設に反対する全市的な署名活動が展開されている。これまでも、県内いくつかの市町村で誘致の動きがあるたびに、自治体や住民の反対によって建設が阻止されてきた経緯がある。

もとより、「庄川と散居に広がる 健康フラワー都市」をまちづくりの将来像として掲げる砺波市には、ふさわしくない施設と判断せざるをえない。緑豊かな生活環境に恵まれ、「青少年健全育成都市宣言」された素晴らしい散居の地に、公営とはいえ、ギャンブル施設の建設は、次代を担う青少年の教育環境に悪影響を与えるほか、治安の悪化、交通量の増大による事故の増加や渋滞、周辺地域への公害問題等々、健全で文化的な市民のくらしが脅かされることは必至である。よって、砺波市百年の大計に照らし、将来に禍根を残すボートピアの建設に反対することを決議する。

平成19年6月29日

砺波市議会

津幡町議会において、再度検討を重ね、(仮称) ボートピア津幡の建設計画を中止することを求めます。

以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。

2009年11月17日

津幡町議会議長 谷口 正一 様

請願者 津幡町・市民グループ「風」 世話人

一丸 靖子  
井上 研一  
黒田 英世  
杉野洋一郎  
竹森 昭一  
長曾 孝子  
中村 政利  
前田 猛夫  
宗田真知子  
山田絵美子  
吉本 律子

稲垣 巖  
井上 俊子  
桑江はるみ  
問谷 元子  
中西 政敏  
長曾 正明  
平野 昌枝  
水野 スウ  
宗田 良治  
山田 健二

(代表連絡世話人 水野スウ )

紹介議員 津幡町議会議員

前田 幸子

中村 一子